

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和元年5月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和元年5月27日（月曜日）午後3時00分～午後4時55分 2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室 3 各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第25号「令和元年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について」（可決） （2）議案第26号「守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」（可決） （3）議案第27号「もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則」（可決） （4）議案第28号「守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則」（可決） （5）議案第29号「守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則」（可決） （6）議案第30号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」（可決） 【報告事項】 なし 【その他】 （1）小中学校の現状について（指導室）

	①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒・教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（４月末現在） ⑥不登校児童生徒の状況（４月末現在） ⑦長期欠席児童生徒の状況（４月末現在） (２) 各課業務報告 ○学校教育課 ① 大野小学校屋内運動場改修工事の概要及び工事請負契約の締結について ② ４月及び５月入札結果報告について ○生涯学習課 ① 主な行事予定について ② ４月の中央図書館の利用状況について ○学校給食センター ① 学校給食実施状況について ② 賄材料費執行状況について ③ 生鮮野菜使用率について ④ 異物混入等について
4 今後の状況	次回は，令和元年６月２４日（月曜日） 午後１時３０分から開催予定

議案第25号

令和元年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について

守谷市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に伴う点検評価員として、下記の者を委嘱する。

記

1 えんどう かずみ
遠藤 一美

2 すぎもと まこと
杉本 真

3 たかはし まみ
高橋 真美

令和元年 5 月 27 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令 和 年 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価を実施するに当たり、平成30年度の施策の実施状況等に対し意見を求めるため、上記3名を教育に関し学識経験を有する「守谷市教育委員会点検評価員」として委嘱するものです。

議案	頁数
25号	1

議案第26号

守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

別紙のとおり，守谷市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱したいので，守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

令和元年 5 月 27 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は，教職員の人事異動及びPTA役員の改選に伴い，後任者を委嘱するものです。

別 紙

	委嘱区分	所 属	新任者	前任者	理 由
1	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第2号学校長	大井沢小学校長	福田 理明	渡辺 幸夫	人事異動のため
2	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第2号学校長	大野小学校長	秋山 利夫	山田 仁巳	人事異動のため
3	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第2号学校長	御所ヶ丘小学校長	成井 紀英	鴻巣 哲	人事異動のため
4	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第2号学校長	守谷中学校長	鈴木 浩二	辺見 芳宏	人事異動のため
5	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第2号学校長	愛宕中学校長	石井 良秋	中村 博吉	人事異動のため
6	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第5号PTAの代表	黒内小学校PTA	渡邊 功紗	倉金 幸子	改選のため
7	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第5号PTAの代表	郷州小学校PTA	宮川 亜也子	戸嶋 博之	改選のため
8	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第5号PTAの代表	松前台小学校PTA	佐藤 若菜	小川 理香	改選のため
9	守谷市立学校給食センター運営規則第3条第2項第5号PTAの代表	けやき台中学校PTA	曾田 裕史	金井 里美	改選のため

委嘱期間 平成32年3月31日まで（前任者の残任期間）

議案第 27 号

もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則

もりや学びの里管理規則（平成19年守谷市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年 5 月 27 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、当該施設の使用許可申請書、使用許可書兼領収書作成（印刷製本）に伴い、料金及び貸部屋の名称変更等を見込んだ内容に改正するものです。

もりや学びの里管理規則新旧対照表

改 正	現 行
様式第 1 号 (第 5 条関係) 別紙 1 様式第 2 号 (第 5 条関係) 別紙 2	様式第 1 号 (第 5 条関係) 別紙 3 様式第 2 号 (第 5 条関係) 別紙 4

もりや学びの里使用許可申請書

申請者		申請日	年 月 日
		※受付番号	
団体名		大人(高校生以上)	人
氏名		小・中学生	人
住所		小学生未満	人
電話番号		合計	人
使用目的			

守谷市教育委員会教育長 宛て
次のとおり、もりや学びの里の使用を申請します。

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体育館	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
音楽活動室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 3	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
講座研修室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
調理室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
創作工芸室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日()	: ~ :	基× 時間× 円=(円)
陶芸窯	素焼き 月 日() / 月 日() 本焼き 月 日() / 月 日() 窯出し 月 日() / 月 日()		一律 円

使用する場合は、○で囲んでください
ピアノ, シャワー室1, シャワー室2, 運動広場(使用内容:)

宿泊 月 日() ~ 月 日() 和室2 ・ 和室3
・ 大人(高校生以上) 人× 円 ・ 子供(小・中学生) 人× 円 ・ 小学生未満(無料) 人
宿泊人数合計 人 宿泊料合計(円)

定期使用	使用施設	使用日時	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :	
※使用料金合計	金 円	免除	
備考			領収済日付印

※印欄は記入しないでください。

もりや学びの里使用許可書兼領収書

申請者		許可日	年 月 日
		許可番号	
団体名		大人(高校生以上)	人
氏名		小・中学生	人
住所		小学生未満	人
電話番号		合計	人
使用目的			

次のとおり、もりや学びの里の使用を許可します。

守谷市教育委員会教育長 印

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体育館	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
音楽活動室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 3	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
講座研修室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
調理室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
創作工芸室	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日()	: ~ :	基× 時間× 円=(円)
陶芸窯	素焼き 月 日() / 本焼き 月 日() / 窯出し 月 日() /	月 日() 月 日() 月 日()	一律 円

使用する場合は、○で囲んでください
ピアノ、シャワー室1、シャワー室2、運動広場(使用内容:)

宿泊 月 日() ~ 月 日() 和室2 ・ 和室3
・ 大人(高校生以上) 人× 円 ・ 子供(小・中学生) 人× 円 ・ 小学生未満(無料) 人
宿泊人数合計 人 宿泊料合計(円)

定期使用	使用施設	使用日時	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :	
使用料金合計	金 円	免除	
備考			領収済日付印

※キャンセル・内容変更は速やかにお申し出ください。なお、使用日の15日前までの申し出については、使用料を返金いたしますので、許可書と印鑑を持参のうえ、窓口にて手続きしてください。
※宿泊の場合は、1週間前までに名簿を提出してください。

申請者		申請日	年 月 日
		※受付番号	
団体名		大人(高校生以上)	人
氏名		小・中学生	人
住所		小学生未満	人
電話番号		合計	人
使用目的			

守谷市教育委員会教育長 あて

下記のもりや学びの里の使用を申請します。

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体育館	月 日()	: ~ :	時間×150円=(円)
音楽活動室	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
和室 3	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
講座室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
講座室 2	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
調理室	月 日()	: ~ :	時間×150円=(円)
創作工芸室	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日()	: ~ :	基× 時間×50円=(円)
	月 日()	: ~ :	
陶芸窯	素焼き 月 日() / 月 日() 本焼き 月 日() / 月 日() 窯出し 月 日() / 月 日()		一律 1,700円

使用する場合は、○で囲んでください
ピアノ、シャワー室1、シャワー室2、運動広場(使用内容:)

宿泊 月 日() ~ 月 日()	和室1	和室2	和室3
・大人(高校生以上) 人×100円	・子供(小・中学生) 人×50円	・小学生未満(無料) 人	
宿泊人数合計 人		宿泊料合計(円)	

定期使用	使用施設	使用日時
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :
※使用料金合計	金 円	免除

備考		領収済日付印

※印欄は記入しないでください。

もりや学びの里使用許可書兼領収書

申請者		許可日	年 月 日
		許可番号	
団体名		大人(高校生以上)	人
氏名		小・中学生	人
住所		小学生未満	人
電話番号		合計	人
使用目的			

下記のもりや学びの里の使用を許可します。

守谷市教育委員会教育長

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体育館	月 日()	: ~ :	時間×150円=(円)
音楽活動室	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
和室 3	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
講座室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
講座室 2	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
調理室	月 日()	: ~ :	時間×150円=(円)
創作工芸室	月 日()	: ~ :	時間×100円=(円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日()	: ~ :	基× 時間×50円=(円)
陶芸窯	素焼き 月 日() / 月 日() 本焼き 月 日() / 月 日() 窯出し 月 日() / 月 日()		一律 1,700円

使用する場合は、○で囲んでください
ピアノ, シャワー室1, シャワー室2, 運動広場(使用内容:)

宿泊	月 日() ~ 月 日()	和室1	・	和室2	・	和室3
・大人(高校生以上)	人×100円	・子供(小・中学生)	人×50円	・小学生未満(無料)	人	
宿泊人数合計		人	宿泊料合計(		円)	

定期使用	使用施設	使用日時	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :	
使用料金合計	金 円	免除	
備考			領収済日付印

※キャンセル・内容変更は速やかにお申し出ください。なお、使用日の15日前までの申し出については、使用料を返金いたしますので、許可書と印鑑を持参のうえ、窓口にて手続きしてください。
※宿泊の場合は、1週間前までに名簿を提出してください。

議案第 28 号

守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則

守谷市集会所管理運営規則（平成 19 年守谷市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年 5 月 27 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、当該施設の使用許可申請書、使用許可書兼領収書作成（印刷製本）に伴い、料金変更を見込んだ内容に改正するものです。

議 案	頁 数
28 号	1

守谷市集会所管理運営規則新旧対照表

改 正	現 行
様式第1号 (第6条関係) 別紙5 様式第2号 (第6条関係) 別紙6	様式第1号 (第6条関係) 別紙7 様式第2号 (第6条関係) 別紙8

様式第 1 号（第 6 条関係）

守谷市集会所使用許可申請書

申請者		申 請 日	年 月 日
		受 付 番 号	
団 体 名			
氏 名			
住 所			
電話番号			
使用目的			

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市集会所の使用について、次のとおり申請します。

使 用 施 設	使用月日（曜日）	使用時間	使用料
大 会 議 室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
和 室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
調 理 室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
使 用 人 数	人		
使用する備品	机（ 脚）・椅子（ 脚）,その他（ ）		
使用料合計	金 円		免 除
備 考			受 付 印

※太枠内は記入しないでください。

議 案	頁 数
2 8 号	3

様式第2号（第6条関係）

守谷市集会所使用許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏 名		
住 所		
電話番号		
使用目的		

守谷市集会所の使用について、次のとおり許可します。

キャンセル・内容変更は速やかにお申し出ください。なお、使用日の15日
前までの申し出については、使用料を返金いたしますので、許可書と印鑑を持
参のうえ、窓口にて手続きしてください。

守谷市教育委員会教育長



使用施設	使用月日（曜日）	使用時間	使用料
大会議室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
和室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
調理室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=(円)
使用人数	人		
使用する備品	机（ 脚）・椅子（ 脚）,その他（ ）		
使用料合計	金 円		免除
備 考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。

議 案	頁 数
28号	4

様式第 1 号 (第 6 条 関 係)

守 谷 市 集 会 所 使 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

守 谷 市 教 育 委 員 会 教 育 長 あ て

申 請 者 氏 名

住 所

電 話 番 号

集 会 所 の 使 用 に つ い て , 下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

使用の目的又は 会議の名称		
使用の日時	平成 年 月 日 (曜 日)	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用する室	大会議室 和室 調理室 該当するものを○で囲んでください。	
使用する器具	机 (脚) , いす (脚) , その他 ()	
使用見込人員	人	
備考		

守谷市集会所使用許可書

平成 年 月 日

申請者 氏名

住所

電話番号

守谷市教育委員会教育長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった守谷市集会所の使用については、
下記のとおり許可します。

使用の目的又は会議の名称		
使用の日時	平成 年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分から
使用する室	大会議室 和室 調理室 該当するものを○で囲んでください。	
使用する器具	机 (脚), いす (脚), その他 ()	
使用見込人員	人	
備考		

※ 守谷市集会所設置及び管理に関する条例及び守谷市集会所管理運営規則を守りご使用ください。

なお、器具等を破損した場合は、職員までご連絡ください。

議案第 29 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則

守谷市総合教育支援センター運営規則（平成 28 年守谷市教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 5 月 27 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町 田 香

令和 年 月 日原案 決

提案理由

守谷市総合教育支援センター運営規則第 4 条において、地方公共団体は、地方自治法第 4 条の 2 の規定により条例で休日を決めることになっており、法律を直接引用するのではなく条例を引用し休日を決めることが適正であることから、「国民の祝日に関する法律」を引用している部分を「守谷市の休日を決める条例」を引用するように改正します。

議案	頁数
29号	1

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則
守谷市総合教育支援センター運営規則（平成28年守谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次に掲げるとおり」を「守谷市休日条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に規定する日」に改め、同条第1号、第2号及び第3号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

守谷市総合教育支援センター運営規則新旧対照表

改 正	現 行
(休館日) 第4条 教育支援センターの休館日は、<u>守谷市休日条例</u> (平成元年守谷町条例第35号) 第1条第1項に規定する日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。 (削除) (削除) (削除)	(休館日) 第4条 教育支援センターの休館日は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。 (1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日 (前号に掲げる日を除く。)</u>

議案第30号

守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を令和元年守谷市議会6月定例会月議会に提出することについて、承認を求める。

1 令和元年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）

令和元年 5 月 27 日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和 年 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長が、教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

債務負担行為見積書

課コード: 000820

課名: 生涯学習課

部長	次長	課長	補佐	係長	係
					

会計	一般会計
----	------

事項名	中央公民館, 郷州公民館, 高野公民館及び北守谷公民館指定管理料	期間	令和元年度 ~ 令和6年度
		限度額	協定等に基づく指定管理経費

【予算科目】

款	(10) 教育費	項	(04) 社会教育費	目	(04) 公民館費
事業	(00)				

【債務負担行為を必要とする理由】

守谷市立公民館指定管理者制度（第3期）導入に当たり，指定期間5年間の債務負担行為が必要となるため。

【業務等の内容】

中央公民館，郷州公民館，高野公民館及び北守谷公民館の指定管理

年度区分	当該年度 支出予定額	左 の 財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源
(令和元年度)						(0)
令和2年度						0
令和3年度						0
令和4年度						0
令和5年度						0
令和6年度						0
令和7年度						0
令和8年度						0
令和9年度						0
合 計	0	0	0	0	0	0
備 考						

* 1 「事項名」には，予算に計上すべき名称を記載すること。

2 「その他特定財源」がある場合は，「備考」欄に具体的内容を記入すること。

3 設定年度に限度額が含まれない支出額がある場合は，「年度割および財源」欄に（ ）書きすること。（合計には含まない。）

(令和元年5月 日提出)

課コード: 000820 課名: 生涯学習課

予算科目	款 (14) 国庫支出金	・ 項 (02) 国庫補助金	・ 目 (02) 民生費国庫補助金
年度区分	年度 ・ 年間 ・ 年毎 ・ 毎年度		

部長	
次長	
課長	
補佐	
係長	
係	

要求担当者・藏氏名（係長 海老原 克則）

② 補正を必要とする理由

松ヶ丘小児童クラブの建設費増に伴い、国庫補助金も増加するもの。

⑤ 充當の有無【有・無】(*)

「補正前の充当情報」

②本年度の事業内容(数量・事業費等)

・「補正前予算額」

節 (02) 兒童福祉費補助金

摘要 (10) 子ども・子育て支援整備交付金

43,173千円

・「補正後予算額」

節 (02) 兒童福祉補助金

摘要 (10) 子ども・子育て支援整備交付金

48,794千円

補正額(+5,621千円)

「補正後の充当情報」

款 (03) 民生費 · 項 (02) 兒童福祉費

(15) 松ヶ丘小学校児童クラブ建設事業

③特記事項(問題点,懸案事項等)

④当初予算に計上できなかった理由(※)

④は新規事業の場合記載すること。

⑤は該当がある場合記載すること

令和元年度 補正予算要求説明資料【歳入】

(一般会計)

予算科目	款 (15) 県支出金	・ 項 (02) 県補助金	・ 目 (02) 民生費県補助金
年度区分	単年度	・ 年間	・ 毎年
			毎年度

(令和元年5月 日提出)

課コード: 000820 課名: 生涯学習課

部長	次長	課長	補佐	係長	係
					

要求担当者・職氏名 (係長 海老原 克則)

【補正予算要求説明資料】

③ 補正を必要とする理由・背景等
松ヶ丘小児童クラブの建設費増に伴い、県補助金も増加するもの。

②本年度の事業内容(数量・事業費等)
・「補正前予算額」
節 (04) 児童福祉費補助金
摘要 (13) 子ども・子育て支援整備交付金

10,793千円

・「補正後予算額」
節 (04) 児童福祉費補助金
摘要 (13) 子ども・子育て支援整備交付金

12,196千円
補正額 (+ 1,403千円)

③特記事項(問題点, 懸案事項等)

④当初予算に計上できなかった理由(*)

⑤充当の有無【有】・無】(*)

・「補正前の充当情報」

款 (03) 民生費 ・ 項 (02) 児童福祉費 ・ 目 (01) 児童福祉総務費
事業 (15) 松ヶ丘小学校児童クラブ建設事業 10,793千円

・「補正後の充当情報」

款 (03) 民生費 ・ 項 (02) 児童福祉費 ・ 目 (01) 児童福祉総務費
事業 (15) 松ヶ丘小学校児童クラブ建設事業 10,403千円

* : ④は新規事業の場合記載すること。

* : ⑤は該当がある場合記載すること

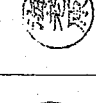
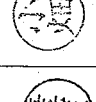
令和元年度 補正予算要求説明資料【歳入】

(平成31年4月15日提出)

(一般会計)

課コード: 000820 課名: 生涯学習課

予算科目	款 (20) 諸収入	項 (05) 雑入	目 (01) 雑入
年度区分	単年度	年間	毎年度

部長	次長	課長	補佐	係長	係
					

要求担当者・職氏名 (係長 海老原 克則)

【補正予算要求説明資料】

- ① 補正を必要とする理由・背景等
児童クラブ傷害保険料の振込み手数料が発生するため、市の歳入として保険料を受け入れ、歳出予算で保険業者に支払うもの。
- ② 本年度の事業内容(数量・事業費等)
・「補正前予算額」
節 (13) 雑入
摘要 (95) 放課後子ども総合プラン傷害保険料
0千円
- ・「補正後予算額」
節 (13) 雑入
摘要 (95) 放課後子ども総合プラン傷害保険料
補正額 (+ 1,943千円)
1,943千円
- ③ 特記事項(問題点、懸案事項等)
予備費充当額
令和元年7月～令和2年3月 歳入見込み
1,743,000円
200,000円
- ④ 当初予算に計上できなかった理由(*)

⑤ 充当の有無【有】・無】(*)

・「補正前の充当情報」

款 (10) 教育費 ・ 項 (04) 社会教育費 ・ 目 (01) 社会教育総務費
事業 (23) 放課後子ども教室事業
0千円

・「補正後の充当情報」

款 (10) 教育費 ・ 項 (04) 社会教育費 ・ 目 (01) 社会教育総務費
事業 (23) 放課後子ども教室事業
1,943千円

④は新規事業の場合記載すること。
⑤は該当がある場合記載すること

令和元年度 補正予算要求説明資料【歳出】

(平成31年4月15日提出)

(一般会計)

予算科目	款 (03) 民生費	項 (02) 児童福祉費	目 (01) 児童福祉総務費
事業名	(11) 児童クラブ運営事業		国補・県補・その他・市単
事業区分	新規・既存	年度区分	単年度・__年間・__年度・毎年度

課コード: 000820 課名: 生涯学習課

部長	次長	課長	補佐	係長	係
					

要求担当者・職氏名 (係長 海老原 克則)

【補正予算要求説明資料】

② 補正を必要とする理由・背景等 松ヶ丘小学校児童クラブ建設に伴い、建設予定地の鳥小屋を撤去し、新たに鳥小屋を建設するもの。	⑥ 年次別全体計画(年度・数量・事業費等) ・「補正前」 ・「補正後」
③ 本年度の事業内容(数量・事業費等) ・「補正前予算額」 節 (15) 工事請負費 細節 (00) 摘要 (19) 鳥小屋建設工事 0 千円 ・「補正後予算額」 節 (15) 工事請負費 細節 (00) 摘要 (19) 鳥小屋建設工事 1,116千円 補正額 (+1,116千円)	⑤ 当初予算に計上できなかった理由 (*) ⑦ 本事業により期待できる効果 (*)
⑤ 特記事項(問題点、懸案事項等)	

関連項目	繰越明許費	有 (繰越額: 千円)	無
	継続費	既設定・変更・新規 (H ~ 年度)	既設定・変更・新規 (H ~ 年度)
	債務負担行為	既設定・変更・新規 (H ~ 年度)	既設定・変更・新規 (H ~ 年度)

⑤及び⑥は新規事業の場合記載すること。

令和元年度 補正予算要求説明資料【歳出】

(一般会計)

(令和元年5月 日提出)

課コード: 000820 課名: 生涯学習課

予算科目	款 (03) 民生費	項 (02) 児童福祉費	目 (01) 児童福祉総務費
事業名	(15) 松ヶ丘小学校児童クラブ建設事業	国補・県補・その他・市単	
事業区分	新規・既存	年度区分	単年度・__年間・__年毎・毎年度

部長	次長	課長	補佐	係長	係
田中	小林	田中	田中	田中	田中

要求担当者・職氏名 (係長 海老原 克則)

【補正予算要求説明資料】

- ③ 補正を必要とする理由・背景等
松ヶ丘小学校児童クラブ建設において、児童クラブの建設と同時に既存校舎における防火設備改修を行うことで、工程管理・品質管理・安全管理を行う上で工事監理が必要なため。
また、松ヶ丘小学校児童クラブ建設の設計において、内容を精査したところ、工事費が当初見込みより多くなったため、不足額を補正するものです。
- ④ 本年度の事業内容(数量・事業費等)
「補正前予算額」
節 (13) 委託料 細節 (10) 設計監理委託料 摘要 (03) 工事監理 0千円
節 (15) 工事請負費 細節 (00) 摘要 (03) 児童クラブ施設建設工事 64,761千円
「補正後予算額」
節 (13) 委託料 細節 (10) 設計監理委託料 摘要 (03) 工事監理 2,549千円
節 (15) 工事請負費 細節 (00) 摘要 (03) 児童クラブ施設建設工事 75,229千円
補正額 (+10,468千円)

⑧ 年次別全体計画(年度・数量・事業費等)
「補正前」

「補正後」

⑤ 当初予算に計上できなかった理由 (*)

⑧ 本事業により期待できる効果 (*)

特記事項(問題点、懸案事項等)

関連項目	繰越明許費	有 (繰越額)	
	継続費	既設定	変更・新規 (H ~ 年度)
	債務負担行為	既設定	変更・新規 (H ~ 年度)

⑤及び⑥は新規事業の場合記載すること。

令和元年度 補正予算要求説明資料【歳出】

(一般会計)

予算科目	款 (10) 教育費	項 (04) 社会教育費	目 (01) 社会教育総務費
事業名	(23) 放課後子ども教室事業		
事業区分	新規・既存	年度区分	単年度・年間・毎年・毎年度

部長	次長	課長	補佐	係長	係
					

要求担当者・職氏名 (係長 海老原 克則)

【補正予算要求説明資料】

① 補正を必要とする理由・背景等
児童クラブ傷害保険料の振込み手数料が発生するため、市の歳入として保険料を受け入れ、歳出予算で保険業者に支払うもの。

② 本年度の事業内容(数量・事業費等)
・「補正前予算額」

節 (12) 細節 (08) 摘要 (04) 放課後子ども総合プラン傷害保険料 1,743 千円

・「補正後予算額」

節 (12) 細節 (08) 摘要 (04) 放課後子ども総合プラン傷害保険料 1,943千円
補正額 (+200千円)

③ 特記事項(問題点、懸案事項等)

④ 年次別全体計画(年度・数量・事業費等)

・「補正前」

・「補正後」

⑤ 当初予算に計上できなかった理由 (*)

⑥ 本事業により期待できる効果 (*)

関連項目	繰越明許費	有 (繰越額)		無	
	継続費	既設定	変更	新規 (H ~ 年度)	年度)
	債務負担行為	既設定	変更	新規 (H ~ 年度)	年度)

⑤及び⑥は新規事業の場合記載すること。

(平成3・年4月19日提出)

課コード: 000820

部 長		次 長		課 長		補 佐		係 長		係	
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	---	---

要求担当者・職氏名(係長 中村 昌子)

① 補正を必要とする理由・背景等

非常勤職員の費用弁償が、当初自家用車通勤で計上していたが、常総線通勤となつたため。

4月～9月分については、予備費充用済です。10月～3月について、補正するものです。

歓迎せしめ、当初は出演者の送迎が、3市で合わせ、吹奏楽部の部員全員、練習から参加したいとの依頼により、追加計上するものです。

また、市民協働アクシヨンプログラムに基づく事業の国体ダンスの普及として、10/5にハーファタイムショーで披露することとなり、その出演者が決定し、送迎が必要となったため、追加計上するものです。

② 本年度の事業内容(数量・事業費等)

「補正前算額」

節(09) 旅費	細節(01) 費用弁償	摘要(05) 一般事務補助員	111千円
節(13) 委託料	細節(20) 委託料	摘要(06) 観戦者等輸送業務	2,160千円

・「補正後予算額」

節 (09) 旅費	細節 (01) 費用弁償	摘要 (05) 一般事務補助員	221千円
		補正額 (+)	110千円
節 (13) 委託料	細節 (20) 委託料	摘要 (06) 觀戰者等輸送業務	2,528千円
		補正額 (+)	368千円

特記事項(問題点,懸案事項等)

⑤及び⑥は新規事業の場合記載すること。

④ 年次別全体計画(年度・数量・事業費率)

「補正前」

「補正後」

⑤ 当初予算に計上できなかった理由 (*)

⑥ 本事業により期待できる効果：(*)

開連項目	繰越明許費	有（繰越額： 千円） ・ 無
	継続費	既設定 ・ 変更 ・ 新規（H ～ 年度）
	債務負担行為	既設定 ・ 変更 ・ 新規（H ～ 年度）

議案	頁數
30号	9

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（中略）

- (4) 法第 29 号の意見の申し出に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。